

伝統文化と環境福祉の専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校基本法並びに介護福祉士法に基づき、高等学校教育の基礎の上に、職業若しくは実生活さらには地域の活性化に必要な知識・技術・技能の向上を図るため、環境・伝統文化・伝統建築を中核とした実務に関する専門的な教育を行うと共に、介護福祉士の養成を行い、社会に貢献し得る人材の育成を行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は伝統文化と環境福祉の専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を、新潟県佐渡市千種丙202番地1とする。
2 伝統建築学科実習場の位置を新潟県佐渡市羽茂大石105番地5とする。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は別表1のとおりとする。
2 学生は修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2 本校の学期は次のとおりとする。
前期 4月1日から 9月 3日まで
後期 9月4日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本校において授業を行わない日（以下休業日という）は、次のとおりとする。但し、特に必要があると認める場合はこれを変更することができる。
(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
(2) 日曜日及び土曜日
(3) 本校が定める夏期、冬期、春期における休業日
夏期休業 8月 9日から8月27日まで
冬期休業 12月22日から1月21日まで

春期休業 2月 9日から4月 5日まで

但し介護福祉学科については下記の通りとする。

1年次	夏期休業	8月 1 1日から8月 2 0日まで
	冬期休業	1 2月 2 3日から1月 8日まで
	春期休業	2月 1 8日から4月 5日まで
2年次	夏期休業	8月 1 1日から8月 2 0日まで
	冬期休業	1 2月 2 3日から1月 8日まで
	春期休業	2月 9日から3月 3 1日まで

第3章 教育課程、授業時間数

(教育課程、授業時間数)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数及び課程の修了に必要な総授業時間数は別表2のとおりとする。

2 別表2に定める授業時間数の1単位時間を45分とし、授業は2単位時間連続して行うものとする。

(教育課程・授業時間数の特例)

第8条 次の各号に該当する場合、課程の修了に必要な総時間数の2分の1を限度として、その履修、学修等が教育上有益で本校の教育課程に相当すると認められる場合、既に履修したものとみなすことができる。但し、介護福祉士に係るものはこの限りでない。

- (1) 本校以外の専門学校における授業科目の履修
- (2) 専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修等

(授業時間数の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合には、講義は15時間をもって1単位とし、演習は30時間をもって1単位とし、実習・実技は45時間をもって1単位とする。

(始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は9時30分から17時までとする。但し、特に必要があると認める場合には始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

第4章 入学、休学及び退学、除籍等

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

- (2) 文部科学大臣の定めるところにより前号に準ずる学力があると認められる者
- (3) 本校の入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達した者

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は毎年4月とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の入学願書に必要事項を記載し、高等学校卒業証明書等の書類を添付し、第25条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考(試験・面接等)を行い、入学を許可する
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに第25条に定める入学金を添え、入学手続きを取らなければならない
- (4) 前項に定める手続きが所定の期日までに行われぬときは、入学許可を取消すことがある

(転入学)

第14条 本校の入学資格を有するもので転入学を希望する者があるときは、その者が現に在籍する学校等の教育内容及び履修状況が本学と同等であると認め、かつ欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがある。但し、介護福祉学科はこれを認めない。

2 前項の許可を受けようとする者は、転入学願に現に在籍する学校の在籍証明書と成績証明書を添付して提出しなければならない。

(休学、復学)

第15条 学生が病気その他の事由により引続き1箇月を超えて出席することができない場合は休学願を提出し、その許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とする。但し、前項の許可を得た者が延長願を提出し、やむを得ないと認めたときは、その期間を延長することができる。但し、休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は在籍の期間に参入しない。

4 休学した者が復学を希望する場合は復学届を提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、退学願を提出し承認を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 学生が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症に

感染し、医師が出席停止措置を指示した場合、当該生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者がある場合はこれを除籍することができる。

- (1) 第4条に規定する在学年限を越える者
- (2) 第15条に規定する休学期間を超えても復学できない者
- (3) 授業料その他の納付金の納入を怠り督促を受けた後30日以内に納付しない者
- (4) 行方不明届が提出された後2年が経過した者
- (5) 死亡届が提出された者

(身上事項の異動)

第19条 学生及び保護者、保証人の氏名、住所等の変更等、身上事項に異動がある場合は、速やかに届け出なければならない。

第5章 成績評価、教育課程の修了認定及び卒業等

(成績評価)

第20条 授業科目の成績評価は学年末において、各学期末に行う試験や実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、成績評価の細則は別に定める。

- 2 各学年において学則に定める授業時間数の3分の2以上(ただし介護福祉学科「介護実習」は5分の4以上)に満たない者については、当該科目の成績評価を受けることができない。

(教育課程修了の認定、原級留置)

第21条 前条に定める授業科目の成績評価に基づき、各学年における所定の教育課程修了の認定を行う。

- 2 前号により当該学年における所定の教育課程の修了が認められない者については、原学年に留め置くことができる。

(課程修了の認定)

第22条 前条第1項に基づき、本校所定の課程修了の認定を行なう。

- 2 前項により本校所定の全教育課程を修了した者には、その認定を行い卒業証書を授与する。

(称号の授与、資格の取得)

第23条 前条により、別表3-1に定める教育課程を修了した者には専門士の称号を授与し、別表3-2に定める教育課程を修了した者には高度専門士の称号を授与する。

- 2 介護福祉学科において本校所定の教育課程を修了した者は、介護福祉士法の規定に

基づき、介護福祉士の受験資格を取得することができる。

第6章 褒賞及び賞罰

(褒賞)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者は褒賞することがある。

(懲戒)

第25条 本校の規範に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者がある場合は懲戒処分を行うことができる。懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(入学金、授業料等)

第26条 本校の入学金、授業料、施設設備費等（以下学費等）は別表4のとおりとする。

- 2 テキスト代、施設実習費等の諸経費については、当該年度当初に金額を別に定める。
- 3 学生が在籍中は、出席の有無に関わらず学費等を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 学費等未納者の措置に関しては別に定める。
- 5 既に納入した学費等は原則として返還しない。

第8章 健康管理

(健康診断)

第27条 学校保健安全法の規定に基づき、毎年1回実施する。

- 2 必要があると認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第28条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教員
- (4) 事務職員
- (5) 校医

- 2 前項の職員その他、校長が必要があると認めるときは必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務を掌り所属教職員を監督する。
- 4 副校長は校長を補佐し、校長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 職員の校務分掌は別に定める。

第10章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

- 第29条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第30条 本校において開設する授業科目に対し本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。但し、介護福祉学科においては、これを認めない。

第12章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

- 第31条 本校は、その目的達成のため、附帯教育事業を行うことがある。

第13章 補則

(補則)

- 第32条 この学則の施行についての細則は別に定める。

- 2 必要と認める場合は、この学則に1若しくは複数の別紙を添付することがある。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日より施行する。
2. 平成21年4月1日改訂
3. 平成22年4月1日改訂
4. 平成23年4月1日改訂
5. 平成24年4月1日改訂
6. 平成25年4月1日改訂
7. 平成26年4月1日改訂
8. 平成27年4月1日改訂
9. 平成28年4月1日改訂
10. この学則は平成29年4月1日より施行し、平成29年度入学者から適用する。

課程、学科、修業年限、定員 について

課程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門 課程	自然環境保全学科	募集停止		
	伝統建築学科	3年制	30名	90名
	伝統建築学科	4年制	10名	40名
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2年制	40名	80名
文化・教養専門 課程	陶芸デザイン学科	募集停止		
	陶芸デザイン学科	募集停止		
	陶芸デザイン学科	募集停止		
	ツーリズム・観光企画学科	募集停止		
総定員			80名	210名

教育課程表【伝統建築学科】

授業科目	時間数			履修時間		
	講義	演習	実習	1年次	2年次	3年次
建築環境工学	30			30		
建築法規Ⅰ	30			30		
建築法規Ⅱ	30			30		
建築法規Ⅲ	30				30	
建築史(伝統建築学)	30			30		
建築計画Ⅰ(住宅)	30			30		
建築計画Ⅱ(公共施設)	30			30		
建築計画Ⅲ(都市計画)	30				30	
建築設備Ⅰ	30			30		
建築設備Ⅱ	30				30	
建築構造Ⅰ(木構造)	30			30		
建築構造Ⅱ(RC構造・S構造)	30			30		
構造力学Ⅰ(鉛直・水平)	30				30	
構造力学Ⅱ(モーメント)	30				30	
建築施工Ⅰ(施工計画)	30			30		
建築施工Ⅱ(工事別施工)	30			30		
建築積算	30				30	
建築仕様Ⅰ(共通仕様・特記)	30			30		
建築仕様Ⅱ(各一般仕様・木工仕様)	30				30	
建築製図Ⅰ(木造住宅)			60	60		
建築設計Ⅰ(木造住宅在来工法)			120	120		
建築設計実習Ⅰ			180	180		
建築設計実習Ⅱ			180		180	
建築設計実習Ⅲ			180			180
規矩術(伝統建築特殊技法)		120			120	
建築造形演習		30			30	
建築CAD設計		60				60
ビジネスマナー	30				30	
就職実務	30				30	
建築実技Ⅰ(工具技術・仕口工作・加工)			240	240		
建築実技Ⅱ(工具技術・仕口工作・加工)			240	240		
建築実技Ⅲ(工具技術・仕口工作・加工)			600		600	
建築実技Ⅳ(民家・社寺修復)			360			360
卒業制作			480			480
コンピューター演習Ⅰ		60			60	
コンピューター演習Ⅱ		60				60
合計	630	330	2640	1200	1260	1140
			3600		3600	

教育課程表【伝統建築学科】

授業科目	時間数			履修時間			
	講義	演習	実習	1年次	2年次	3年次	4年次
建築環境工学	30			30			
建築法規Ⅰ	30			30			
建築法規Ⅱ	30			30			
建築法規Ⅲ	30				30		
建築史(伝統建築学)	30			30			
建築計画Ⅰ(住宅)	30			30			
建築計画Ⅱ(公共施設)	30			30			
建築計画Ⅲ(都市計画)	30				30		
建築設備Ⅰ	30			30			
建築設備Ⅱ	30				30		
建築構造Ⅰ(木構造)	30			30			
建築構造Ⅱ(RC構造・S構造)	30			30			
構造力学Ⅰ(鉛直・水平)	30				30		
構造力学Ⅱ(モーメント)	30				30		
建築施工Ⅰ(施工計画)	30			30			
建築施工Ⅱ(工事別施工)	30			30			
建築積算	30				30		
建築仕様Ⅰ(共通仕様・特記)	30			30			
建築仕様Ⅱ(各一般仕様・木工仕様)	30				30		
建築製図Ⅰ(木造住宅)			60	60			
建築設計Ⅰ(木造住宅在来工法)			120	120			
建築設計実習Ⅰ			180	180			
建築設計実習Ⅱ			180		180		
建築設計実習Ⅲ			180			180	
建築設計実習Ⅳ			120				120
規矩術(伝統建築特殊技法)		120			120		
建築造形演習		30			30		
建築CAD設計		60				60	
ビジネスマナー	30				30		
就職実務	30				30		
建築実技Ⅰ(工具技術・仕口工作・加工)			240	240			
建築実技Ⅱ(工具技術・仕口工作・加工)			240	240			
建築実技Ⅲ(民家・社寺修復)			600		600		
建築実技Ⅳ(民家・社寺修復)			360			360	
建築実技Ⅴ(民家・社寺修復)			480				480
進級制作			480			480	
卒業制作			600				600
コンピューター演習Ⅰ		60			60		
コンピューター演習Ⅱ		60				60	
合計	630	330	3840	1200	1260	1140	1200
		4800			4800		

介護福祉学科 授業時間数

教育内容	時間数			授業科目	履修時間				単位
	講義	演習	実習		1年次		2年次		
					前期	後期	前期	後期	
人間の理解	60			人間の尊厳と自立	30				2
				人間関係とコミュニケーション			30		2
社会の理解	60			社会と制度の理解	30	30			4
選択	120			人間の安全保障(1)			30		2
				人間の安全保障(2)				30	2
				人間関係論	30				2
				人間の安全保障(4) 佐渡学・高齢者の生きてきた時代			30		2
介護の基本	180			介護の基本Ⅰ 生活の理解と自立	30	30			4
				介護の基本Ⅱ-(1) 介護福祉士の役割		30	30		4
				介護の基本Ⅱ(2) 介護福祉士の役割			30	30	4
コミュニケーション技術	60			コミュニケーション技術(1)ホスピタリティ・コミュニケーション	30				2
				コミュニケーション技術(2)利用者の特性に応じたコミュニケーション		30			2
生活支援技術	60			生活支援技術Ⅰ(1)	30				2
				生活支援技術Ⅰ(2)		30			2
				生活支援技術Ⅱ-(1)	30			30	2
				生活支援技術Ⅱ-(2)		30			1
				生活支援技術Ⅱ-(3)			30		1
				生活支援技術Ⅲ(1)		30			1
				生活支援技術Ⅲ(2)			30	30	2
				生活支援技術Ⅲ(3)				30	1
介護過程	150			介護過程Ⅰ		30			2
				介護過程Ⅱ			60		4
				介護過程Ⅲ				60	4
介護総合演習	120			介護総合演習Ⅰ	30				2
				介護総合演習Ⅱ		30			2
				介護総合演習Ⅲ			30		2
				介護総合演習Ⅳ				30	2
介護実習	480			介護実習Ⅰ-(1)	30				1
				介護実習Ⅰ-(2)		100			1
				介護実習Ⅰ-(3)			100		1
				介護実習Ⅱ			20	230	8
発達と老化の理解	60			発達と老化の理解Ⅰ	60				4
認知症の理解	60			認知症の理解Ⅰ	30				2
				認知症の理解Ⅱ				30	2
障害の理解	60			障害の理解Ⅰ		30			2
				障害の理解Ⅱ			30		2
こころからだのしくみ	120			こころからだのしくみⅠ	30				2
				こころからだのしくみⅡ		30			2
				こころからだのしくみⅢ			30		2
				こころからだのしくみⅣ				30	2
医療的ケア	51	33		医療的ケアⅠ		45	6		3
				医療的ケアⅡ			33		1
基礎科目	60			リラクゼーション	30	30			2
				就職実務			30	30	4
				情報リテラシー	30	30	30		3
				校外学習	30		30		
				社会常識	30	30			2
	1161	603	480		510	695	509	530	108
					1205		1039		
	2,244				2,244				

※1時間を45分とする。

別表 3 - 1

修了者が専門士と称することができる課程名	
工業専門課程	自然環境保全学科
工業専門課程	伝統建築学科
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科
文化・教養専門課程	陶芸デザイン学科（2年制）
文化・教養専門課程	陶芸デザイン学科（3年制）

別表 3 - 2

修了者が高度専門士と称することができる課程名	
工業専門課程	伝統建築学科（4年制）
文化・教養専門課程	陶芸デザイン学科（4年制）

別表 4

入学金、授業料等 について

単位 (円)

学科名	入学金	授業料	施設設備費	施設維持費	合計
介護福祉学科	100,000	540,000	210,000	140,000	990,000
伝統建築学科 (3年制)	100,000	540,000	210,000	140,000	990,000
伝統建築学科 (4年制)	100,000	540,000	210,000	140,000	990,000
入学検定料 (全学科共通) 20,000					